

職業紹介事業者(国内)及び取次機関(国外)がない場合には、申請書の該当欄に「なし」と記載すること。この場合には、本資料の提出は不要。

雇 用 の 経 緯 に 係 る 説 明 書

特定技能外国人 KOU OTUHEI との間で特定技能雇用契約を締結するに当たり、以下の団体からのあっせんを受けています。

1 職業紹介事業者(国内)

1 許可・届出受理番号 (受理受付年月日)	01 - ヲ - 123456 (年 月 日)		
2 職業紹介事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 有料職業紹介事業者	無料職業紹介事業者	
3 職業紹介事業者の氏名	株式会社		
4 職業紹介事業者の住所 (電話番号)	〒 県 市 町 - (電話番号 - -)		
5 職業紹介事業者へ支払った費用	求職者 (申請人)	額	人民元(約 円)
		名目	就職支援手数料として
	求人者 (特定技能所属機関)	額	円
		名目	人材紹介手数料として

(注意)

- 1 1 から 4 欄までは、厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」を活用し、当該職業紹介事業者についての該当する情報を記入すること。
- 2 5 欄は、求職者及び求人者が職業紹介事業者へ支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
- 3 職業紹介事業者との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

2 取次機関(国外)

1 氏名又は名称	有限公司		
2 所在国	中国		
3 所在地	省 市 路 - (電話番号 + - -)		
4 取次機関へ支払った費用	求職者 (申請人)	額	人民元(約 円)
		名目	仲介手数料として

	求人者 (特定技能所属機関)	額	人民元(約 円)
		名目	仲介手数料として

(注意)

- 1 取次機関とは、職業紹介事業者が求人者に求職者のあっせんを行うに際し、当該職業紹介事業主に対し求職者等に係る情報の取次ぎを行う者をいう。
- 2 4 欄は、求職者及び求人者が取次機関に支払った額及び名目について記載すること。なお、求職者及び求人者が日本円以外で費用を支払った場合は、当該通貨で支払った額及び日本円に換算した額を記載すること。
- 3 取次機関との間で交わした契約書があれば、その写しを添付すること。

以上の内容について相違ありません。

作成年月日：20 年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称 株式会社 入管

作成責任者の氏名及び役職 代表取締役 入管 太郎 印

申請人の署名 甲 乙丙